

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

平成29年12月5日（火）午前11時05分開会

1. 開 会
2. 挨拶
3. 審査事項
 - (1) 議案第38号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (2) 議案第39号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (3) 議案第40号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (4) 議案第41号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (5) 議案第42号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
4. 閉 会

○出席委員（12名）

小 森 谷 幸 雄	委員長	市 川 初 江	副委員長
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
本 間 清	委員	亀 井 伝 吉	委員
島 田 麻 紀	委員	荒 井 英 世	委員
今 村 好 市	委員	延 山 宗 一	委員

黒 野 一 郎 委員 青 木 秀 夫 委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原	実	町	長
中 里 重	義	副 町	長
鈴 木	優	教 育	長
根 岸 一	仁	総 務 課	長
小 嶋	栄	企 画 財 政 課	長
峯 崎	浩	戸 籍 税 務 課	長
山 口 秀	雄	環 境 水 道 課	長
根 岸 光	男	福 祉 課	長
落 合	均	健 康 介 護 課	長
橋 本 宏	海	産 業 振 興 課	長
高 瀬 利	之	都 市 建 設 課	長
多 田	孝	会 計 管 理 者	
小 野 田 博	基	教 育 委 員 会 長	
橋 本 宏	海	農 業 委 員 会 長	

○職務のため出席した者の職氏名

伊 藤 良	昭	事 務 局 長
川 野 辺 晴	男	庶 務 議 事 係 長
小 林 桂	樹	行 政 安 全 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前11時05分)

○開会の宣告

○伊藤良昭事務局長 それでは、皆様おそろいでございますので、ただいまより予算決算常任委員会を開会いたします。

○委員長挨拶

○伊藤良昭事務局長 開会に当たりまして、小森谷委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 皆さん、お疲れさまでございます。先ほどの本会議において、本委員会へ付託されました補正予算関係議案について審査をいたします。委員及び執行部の皆様、よろしく願いを申し上げます。

なお、各委員からの質問は、慣例により行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○伊藤良昭事務局長 ありがとうございます。それでは、審査事項につきましては、小森谷委員長におきまして進行をお願いいたします。

○議案第38号 平成29年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について

議案第39号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

議案第40号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第41号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第42号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○小森谷幸雄委員長 それでは、本委員会に付託されました補正予算関係の5議案について審査を行います。

初めに、議案第38号 平成29年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 それでは、議案第38号であります平成29年度一般会計補正予算(第4号)につきまして、詳細説明をさせていただきます。

今般の補正につきましては、歳入歳出それぞれに3億2,642万3,000円を追加するものでありまして、歳入歳出それぞれ62億4,769万5,000円とするものでございます。また、債務負担行為並びに地方債補正については、第2表及び第3表によるものでございます。

それでは、2ページ、3ページ、4ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきたいと思います。

5ページをお開きいただきたいと思います。第2表、債務負担行為の補正であります。まず、追加でございますが、一番表の上の庁舎防犯警備委託料、平成30年度から34年度までの5年間、1,250万円の限度額として追加するものでございます。この防犯関係につきましては、新庁舎の防犯設備、セキュリティーでございますけれども、については、当初庁舎建設附属工事として計画をしておりましたが、その後の検討によりまして、防犯警備はセンサーや監視カメラなど、使用する機器類などの警備システムを含めて、防犯警備業

務委託とすることとしました。業務契約は平成29年度中に締結をし、契約期間は平成30年度から5年間を予定しているため、平成34年度までの債務負担行為を設定させていただくものであります。

続きまして、2段目でございますけれども、庁舎ネットワークシステム構築業務委託料、平成30年度、4,060万円を限度額として、追加として設定させていただくものであります。この庁舎ネットワークシステムに関しましては、当初新庁舎の基幹系情報システム、要するに、住基ですとかインターネットのシステムです。電話系、情報系のシステムは、庁舎建設附属工事に計上しておりましたが、業務内容が工事ではなく、ネットワークシステムの構築業務が適正であることから、建設附属工事から新たに構築業務委託として予算計上、組み替えをするものでございます。庁舎ネットワークシステム構築業務の全体事業としましては5,800万円であります。平成29年度、平成30年度の2カ年事業とするものであります。債務負担行為として、全体事業費の70%相当分、4,060万円を、平成30年度を期間として設定するものであります。

次の総合老人福祉センター管理運営委託料並びに障害者生産活動センター管理運営委託料、障害者デイサービスセンター管理運営委託料につきましては、先ほどの指定管理のとおりでありまして、平成30年度から3年間、平成32年度までを、7,500万円、8,100万円、3,900万円を限度に、それぞれ債務負担行為を設定するものであります。

また、その下の一般廃棄物収集運搬業務委託料並びに資源物収集運搬業務委託料につきましても、平成29年度中末に契約が切れず。そのため平成30年度からの運営をするためには、平成29年度中に契約をする必要がありますので、平成30年度を期間とし、債務負担行為を設定するものであります。

次の小学校図書システム使用料、平成30年から平成34年度までの5年間、並びに中学校図書システム使用料、やはり平成30年から34年度までの期間を限度に80万円、40万円、それぞれの債務負担行為を設定するものであります。これにつきましては平成30年度からの新規の事業でありまして、小学校のほうにつきましては、西小学校と東小学校への導入を考えております。中学校は中学校でございますけれども。このような契約をするため、平成29年度中に契約が必要であることから、今般の債務負担行為を補正し、追加するものであります。

続きまして、変更であります。まず、庁舎用地造成工事費（第2期）であります。変更前、現在であります。平成30年度中を期間としまして、2,100万円として限度額を設定されておりますけれども、変更後、3,000万円、900万円増とさせていただきたいということでございます。この庁舎用地造成工事費につきましては、第2期工事につきましては、当初工事費を3,500万円を予定し、平成29年度、平成30年度を工事期間としておりました。そのため、工事費の40%分を除く2,100万円を債務負担行為と設定しておりましたが、造成1期工事削減による工事費の追加、要するに第1期工事から以降、その分並びに設計の修正などによりまして1,500万円を追加し、工事費を5,000万円を予定しております。それに伴いまして、債務負担行為につきましても900万円を追加し、3,000万円とするものでございます。

続きまして、庁舎建設附属工事費につきましては、変更前1億1,220万円を変更後8,610万円とするものでありまして、2,610万円を減額するものであります。この減額につきましては、当初庁舎建設附属工事に計上しておりました庁舎防犯設備工事並びに基幹系ネットワーク工事、電話情報系ネットワーク工事を業務委託としたため、その分を庁舎建設附属工事の変更に伴い債務負担行為を減額補正するものであります。

以上で、第2表の債務負担行為の補正の説明とさせていただきます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。第3表、地方債の補正であります。一番上の公共施設等適正管理推進事業債並びに学校教育施設等整備事業債につきましては、事業終了による起債額の決定により、今般減額をするものであります。また、一番下の臨時財政対策債につきましては、借入額の確定によりまして今般減額補正をするものであります。それぞれ歳出予算のほうでも、この減額の金額となっております。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思いますが、歳入歳出予算補正事項別明細書でございます。歳入と歳出の概要でございますが、7ページと8ページにつきましては、そのとおりでありますので、省略をさせていただきます。9ページ、詳細な部分から説明をさせていただきます。

まず、歳入であります。1款1項1目個人3,546万9,000円の追加補正でございます。個人町民税現年度課税分、調定実績と納付見込みにより今般補正するものであります。

続きまして、同じく1款2項固定資産税、1目固定資産税であります。6,135万3,000円の追加でございます。やはり調定実績と納付見込みにより今般の補正をさせていただくものであります。主な要因としては、ニュータウン、工業団地内の企業の償却資産の投資額の増が主な要因となっております。

続きまして、一番下は省略させていただきます。

10ページをお開きいただきたいと思います。10ページの一番上でございますが、第10款地方交付税の関係でございます。交付決定により見込み額の追加でございます。7,653万4,000円を追加するものであります。

中段であります。13款1項2目農林水産業使用料であります。60万円の追加であります。農産物直売所「季楽里」の電気料分の使用料、収入見込みにより追加をさせていただくものであります。

14款1項1目民生費国庫負担金であります。573万1,000円の追加でございます。実績による今後の見込み額を受け入れるものでございます。

11ページにつきましては、やはり国庫支出金、県支出金でございますけれども、実績により今後の見込み額を追加補正し、受け入れる。または実績により減額をするものでございますので、説明欄にあるとおりでございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。一番上でございますが、15款2項2目民生費県補助金であります。499万6,000円の追加でございます。やはり実績により今後の見込み額を追加補正し、受け入れるものでございます。

その下の4目農林水産業費県補助金であります。853万9,000円の減額でございます。右の説明欄にありますとおり、経営体育成支援事業費補助金につきましては、不採択により2,070万円を減額し、その代替としまして、「はばたけぐんま担い手支援事業費補助金」、これは県単事業でありますけれども、これに振りかえたということで、この分は追加として受け入れるものでございます。また、その下の農地耕作条件改善事業費につきましては、増額分を受け入れるものでございます。

次の17款1項1目一般寄附金並びに2目の指定寄附金でございます。それぞれ平成29年10月末の実績により追加するものでございまして、一般寄附金につきましては195件分、これはふるさと納税分でございます。一般寄附金のふるさと納税195件分、それと指定寄附金につきましては、ふるさと納税167件分をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、13ページをお願いしたいと思います。18款1項1目後期高齢者医療特別会計繰入金でございますが、130万4,000円の追加でありまして、平成28年度繰出金精算により受け入れをするものでございます。

続いて、18款繰入金でございますが、1目財政調整基金繰入金につきましては、1億2,457万6,000円の減額であります。町税並びに地方交付税の増額により調整し減額をするものであります。

2目の減債基金繰入金3,000万円の減額でございますが、これにつきましても、やはり町税、地方交付税の増額により調整をするものでございます。

次に、ふるさとづくり事業基金繰入金755万6,000円の増額でございますが、歳出の2款1項15目ふるさとづくり費の財源として追加するものでございます。

4目公共施設等整備維持基金繰入金でございますが、80万円の減額でございますが、交付対象事業の財源調整のための減額となっております。

13ページ、一番下でございますが、19款1項1目繰越金でございますが、前年度繰越金を追加するものでありまして、財政調整基金積立金の財源として追加するものでございます。

続きまして、14ページをお願いしたいと存じます。一番上は省略しまして、21款町債、1項町債の関係でございますが、先ほど3表の地方債補正の説明のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

続きまして、歳出に移ります。15ページをお願いしたいと存じます。主な部分のみを説明させていただきますので、ご了解いただければと思います。

2款1項、下から2番目でございますが、15目ふるさとづくり費でございますが、755万6,000円の追加でございます。ふるさと納税事業、産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業、ともに実績と今後の見込みによりそれぞれ追加、並びに地球温暖化対策奨励金につきましては減額をするものでございます。産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業につきましては、当初の見込みより償却資産に対する投資額が増え、固定資産税額が増えたために今般の追加するものでございます。また、地球温暖化対策奨励金につきましては、実績と今後の見込みによりまして900万円を減額するものでございます。

一番下でございますが、16目基金費でございますが、2億9,100万円の追加であります。地方財政法により、前年度繰越金の2分の1相当額を積み立てるものでありまして、財政調整基金2億9,100万円を追加するものでございます。参考でございますが、平成28年度の繰り越しにつきましては、5億8,053万7,000円となっております。

続きまして、16ページをお願いしたいと存じます。一番上でございますが、2款1項17目庁舎建設費でございますが、補正額はなし、組み替えでございますけれども、先ほど説明しましたとおり、庁舎ネットワークシステム業務委託料に建築工事を振りかえをしたための組み替えとなっております。

次に、17ページをお願いしたいと思います。3款1項2目高齢者福祉費でございますが、253万3,000円の追加でございます。介護保険特別会計繰出金として、社会保障・税番号制度システム及び介護保険システムの改修により繰り出しとなっております。

次の障害者福祉費につきましては、ごらんとおり実績により追加をするもの、もしくは前年度の精算により返還金を計上するものであります。

続きまして、18ページをお開きいただきたいと思います。18ページの3款1項社会福祉費、3目障害者福祉費等でございますけれども、このページにつきましても、実績と今後の見込みにより追加、もしくは後期高

齢者に関しましては、やはり今後の実績と見込みにより減額をするというような内容となっております。

19ページにつきましても、3款民生費、2目児童福祉費、子どものための教育・保育給付事業につきましても、実績と今後の見込みにより追加をするものでございます。

衛生費につきましても、ごらんのとおりでございますので、省略をさせていただきたいと思っております。

次のページをお願いしたいと思います。20ページでございますが、6款農林水産業費の関係でございます。6款1項3目農業振興費900万4,000円の減額でございますが、担い手育成・就農支援事業としまして、996万4,000円の減額であります。経営体育成支援事業補助金、これは先ほど歳入のところでも説明申し上げましたが、不採択となった関係上減額するものでありまして、その代替としまして、県単事業「はばたけぐんま担い手支援事業補助金」として、1,083万6,000円を追加するものでございます。

次に、その下の段でございますが、5目農地費88万5,000円、農地耕作条件改善事業でございますけれども、工事費の見込み額が不足するもので、不足分を追加するものでございます。

次に、21ページをお願いしたいと存じますが、8款2項2目道路維持費200万円の追加でございますが、やはり実績と今後の見込みにより、道路補修工事として200万円を追加するものでございます。

真ん中の段、8款土木費下水道費につきましても、前年度の精算により506万2,000円を下水道特別会計繰出金から減額するものでございます。

10款2項1目学校管理費130万円の追加でございますが、倒木のおそれのある校庭の樹木の伐採費用として130万円を追加するものでございます。

22ページをお開きいただきますが、10款4項2目文化財保護費94万円の追加であります。文化財保存活用事業として94万円を追加するものであります。道明山古墳の枯れ木の伐採並びに山口大杉囃子保存会への補助金として94万円を追加するものであります。

23ページにつきましては、地方債の見込みとしての調書を添付させていただいております。

以上、長くなりましたが、平成29年度一般会計（第4号）の補正予算に関する説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

今村委員。

○今村好市委員 9ページの歳入であります。町税の補正、これについては決算審査のときに、町税については決算の時点で予算額と決算額が非常に大きいことから、それを指摘をさせていただきまして、早速補正予算で今回計上していただきましてありがとうございます。町民が納めた税金については、決算ではなくて、途中でもやはり幾らぐらい町に対して税が入ってくるのかというのが明確になってきたのかなというふうに思います。その中で、この調定見込み額というふうにあります。この調定額については、恐らく6月時点で切符が出た時点で、ほぼ見込み額というより確定額に近いのかなというふうに思っておるのですが、この見込み額の精度はどんな状況なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、98%というその見込み額に対する収入見込みを見ておるのですが、これについては、多分滞納とかさまざまな要件で税が入ってこないということが考えられますので、安全を見て98%ということを設定しているのかなと思うのですが、その辺の98%の設定の根拠、お願いをしたいと思っております。

それと、今回固定資産と個人町県民税、合わせて9,682万2,000円増額補正なのですが、先ほど話がありましたこの補正財源の振り分けですが、財政調整基金を取り崩しを減らすということで今回減額、それと減債基金も減らすということで、これについては町税と交付税が大幅に入ってきますので、この2つのものを勘案をして、基金取り崩しを減らすということで、帳尻が合ってくるのかなと思うのですが、この中で町税については幾ら、交付税については幾ら、今回減額をするのか、わかりましたらお願いいたします。

それと、今回の町税の収入見込み額の使い道なのですが、先ほど基金の関係と、それと今回の補正財源についてはどれくらい振り分けたのか、それと今回については予備費の補正はないのですが、予備費の補正は、額としてはもういっぱいなので補正はしなくてもいいのか、予備費に入れていくことのほうが、次の補正のときにやりやすいのかなというふうな気がいたしますので、その辺、なぜ予備費の補正はやらなかったのかどうか、その何点かについてお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいま今村委員よりご質問のありました関係でございますが、まず最初に町税の歳入、収入関係でございます。今回、個人の町民税としまして3,546万9,000円の追加ということをごささせていただきました。これにつきましては、当初予算立てをしていたときよりも、実際の課税標準となる総所得の額が増加したことによるものでございます。この予算の立て方としまして、委員ご指摘のとおり、課税総所得に対して収納率等を考慮して、その収納率を計算した結果の調定見込み額というものを上げさせていただいております。その収納率でございますが、98%ということで計算の根拠とさせていただいておりますが、今般につきましては、もととなる課税の総所得額、これが給与所得、農業所得、それぞれ増加をしたということをごさしまして、おおむね当初予算での数字と、今回98%ということで使わせていただいている数字の掛け算の98%というものについては、同じ数字のほうを使用させていただいております。

また、固定資産税関係につきましては、企画財政課長より説明のありましたとおり、こちらにつきましても、ニュータウンの産業用地にございます新しく入りました企業の償却資産の投資額が増加になったということで、こちらのパーセントにつきましても、98%という収納率を見込ませていただきまして、補正のほう、当初予算のほうも立てているというような状況になっております。

収入の見込みの計算等については、以上のとおりとなっております。

○小森谷幸雄委員長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 今村委員からのご質問でございますが、今般町税と地方交付税、合わせまして歳入で1億7,600万円ほどの追加となっております。それと先ほどの財政調整基金の減額は、先ほどのページでいいますと13ページです。繰入金の財政調整基金並びに減債基金、合わせて1億5,000万円程度でございます。何に振りかえているかというようなことなのですが、委員ご承知かと思いますが、税金、町税と地方交付税につきましては、全て一般財源というような区分に入ります。この財政調整基金につきましても、これは一般財源になるかと思っておりますので、それと減債基金も一般財源になるということで、その辺で調整をさせておりますので、何に振りかえたかということになりますと、その中に全て溶け込んでおるといふようなところでございまして、その財源の内訳としましては、8ページの歳出の補正予算財源の内訳というよう

なところの数字になってこようかというふうに思います。一般財源並びに特定財源の内訳、このとおりの今回の歳入に関するその補正財源の内訳となります。

それと、予備費につきましては、私どもの考えとしましては、やはり予備費というのは、あくまでも緊急的な歳出によるものと考えておりますので、予備費を経常的に使うということは、私ども考えておりません。やはり補正し、それなりのしっかりした歳出をすることが必要であろうというふうに思いますので、予備費に余剰分を入れるということは、財政的には私どもとしては考えられないところでございまして、やはり歳出をきちんと補正をするということが、本来の財政であろうというふうに思っております。

答弁になったかわかりませんが、以上でございます。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 まず、調定の話なのですが、調定はもう終わっているし、現実に切符が出ているのです。第1期分は多分6月ごろ徴収が始まっているのかなと思いますので、この調定額の精度を先ほど聞いているのですけれども、もう完全に間違いない、100%間違いないよという調定額なのか、その辺をちょっとお尋ねをしたいのです。収入見込みというのは、当然その調定額から滞納だとか、さまざまな要件で全額入ってこないだろうから98%、これは何となくわかるのです。この調定額というのは、では最後まで変更なしで、これで行けるのですか。そうすると、今回の補正で決算までこれで行けると、間違いなく。決算で当然差が出てこない、2%の範囲内の中で差は出てくるのかもしれないのですけれども、大幅に2億円とか、そういう差は、今回はもう決算では出てこない、平成29年度決算では出てこないという理解でよろしいのかどうか、その点もう一度お願いします。

それと、企画財政課長、それは一般財源だから、中に入れてしまえば全部同じだよというのは何となくわかるのですけれども、ただ今回今までにない町税を補正できちんと上げてきてもらったものですから、この町税の今回の補正額の9,682万2,000円というのを、財政調整基金の減額に幾ら充てて、それで減債基金の減額に大体概算幾らぐらい充てて、今回の純然たる補正財源に幾らぐらい充てたのだよというのが、それは財政担当している人とすれば、それはそれぞれの割り振りは当然出てくるのでしょうに、特定財源ではないから、それはみんなプールしてしまうからわからないよという、そういう話であれしているのではないのでしょうか。歳出の見込みが出てきて、いわゆる補正財源をどこから工面して、ある程度捻出してきている部分もあるのでしょうかから、その辺概算でも結構なのですけれども、この今回の補正の、税収の補正の九千六百八十何万円の内訳を私はちょっと知りたいのです。

先ほどの話をした、いわゆる予備費の補正、予備費の補正といったって、これは予備費だからといって勝手に当局が使える話ではないのだと思うので、一定のルールがあって使わなくてはならないというのは当然わかるのだ、会計法上わかっているのですけれども、だからといって、予備費には入れないで補正、補正、それは当然いいことなのですから、では基金を減額してしまったと、突発的に何か起きた場合に、また基金を今度は取り崩すのですか、予備費からある程度充てて補正でも構わないと思うのですけれども、それはどっちがやりいいかというのは、どっちみち議会を通過してやらなくてはならないと思うので、その辺は会計のやり方としては、やりいいほうでいいような気もするのですけれども、その2点についてもう一回お願いします。

○小森谷幸雄委員長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○**峯崎 浩戸籍税務課長** ただいまのご質問ですが、前段のご質問でございますが、当初予算を組むときにつきましては、まだその年の総所得が出ていない状況で予算を組みました。今回補正をさせていただいたものにつきましては、当初の後、申告をして総所得ということで把握された数字をもとに、98という数字を出させていただいております。総所得自体がそれをもとに税収のほうを出しておりますので、今後極端に数字のほうが変わるといふふうには考えておりません。ただし、委員もお話しされましたように、98という残り2%の収納率の関係等出てくると思いますので、実際の税収がどのくらいになるのかという不確定要素はあります。そういったところを考慮しながら補正のほうを上げさせていただいているところでございますが、その正確性等につきましては、実際に課税総所得として積み上がったものをもとに算出しておりますので、変わらないものと認識をいたしております。

以上になります。

○**小森谷幸雄委員長** 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○**小嶋 栄企画財政課長** 今村委員の再質問でございますが、私どもの補正というのはなるべく、できれば、これはやらないほうがいいわけでありまして、当初予算がそのまま決算まで続くということが一番理想だといふふうに言われておりますが、やはり突発的なことがあるということで、補正をすることでございます。

今般と言わず、補正の考え方でございますが、やはり歳出がどれくらいあるのか、緊急的な突発的な歳出がどれくらいあるのか、それに対して歳入、財源がどの程度あるのかというのは、具体的には財政系のほうで計算し、それを勘案し、補正予算編成をするということでございます。今般につきましても、やはり歳出のほうの関係の見込み額をきちんと出す。それと、これは前年度繰越金の2分の1を積む、2億9,100万円を積むということも含めましての歳出を考えて、それに対する財源を考えてございます。

今回、町税につきましては、税務課のほうから、この補正についてはこのくらいできると、歳入については見込めるというようなことをお伺いし、今補正予算として歳入として計上しているわけでございます。また、地方交付税につきましても、これは交付決定額を確定したものを追加してございます。そういったものも歳入も含めて見て、今般財政調整基金をこれだけ投入しなくてもいいという結果が出ましたので、今般歳入についても減額補正、財政調整基金についても繰り入れを減額、もしくは減債基金についても、繰入金金を減額したということになりますので、仮に歳入が見込めないということであれば、財政調整基金、減債基金については、年間の調整役でございますので、やはりこの金額が変わってくるのかなといふふうなことで考えております。

それと、やはり予備費につきましては、これは突発的な歳出によるものといふふうには財政係としては考えておりますので、やはり予備費を使う場合には、議会の開催の間とか、議会が開けないというときに、突発的な歳出として見込むものがございますので、今後も財政係としてはそのような使い方を、歳出の予備費の使途については考えていくというようなことになります。

ご答弁になったかどうかわかりませんが、以上でございます。

○**小森谷幸雄委員長** 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○**峯崎 浩**戸籍税務課長 戸籍税務課から、ちょっと先ほどの説明につきまして補足ということで説明をさせていただきます。

議案書9ページになりますけれども、ご指摘の個人の現年度課税分ということで、その下に調定見込み額という文言がございます。こちらにつきましては、間違いやすいというようなことで、先ほども説明させていただきましたが、今般はもう調定のほうは確定をしたということで、この文言、収入見込み額ということで読みかえていただければと思います。調定のほうは確定しておりますので、この後数字のほうは、調定のほうを変更するということはありませんので、そういった形で読みかえをしていただいて、精度ということで見ますれば、今回の補正で上げました数字等が、より精度があるということでご理解していただければと思います。

以上になります。

○**小森谷幸雄**委員長 今村委員。

○**今村好市**委員 税務課の話はわかりました。小嶋課長は、だって小嶋課長説明で、財政調整基金の繰入金1億2,400万円か、これについては、町税と交付税が入ってきたので減額しますよと言っているのだから、この減債基金も。だから概算わかるでしょう、町税が幾らここへ充てたのか、交付税を幾ら充てたのかというのはわかるわけです。だから片方がわかれば、差し引きすればわかるのであって、九千六百何万円の、ここに例えば8,000万円充てたのだとすれば、一千六百何万円は一般財源として今回の補正財源に使ったということになりますので、そういう答弁が欲しいのです。そういうのではないのですか、仕組みは。だってそういう……

○**小森谷幸雄**委員長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○**小嶋 栄**企画財政課長 システム上の問題か、もしくはその細かい細部の問題でありますので、ちょっと調べてまた答弁させていただきたいと思います。

○**小森谷幸雄**委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○**小森谷幸雄**委員長 ほかにございますでしょうか。

針ヶ谷委員。

○**針ヶ谷稔也**委員 2番、針ヶ谷です。よろしくお願ひします。

資料の20ページお願ひします。歳出の部分で第6款第1項3目の振興費の中の担い手育成・就農支援事業で、経営体育成支援事業補助金へ申請したものの不採択であったために、「はばたけぐんま担い手支援事業」のほうへ振りかえたというようなご説明をいただいたかと思うのですけれども、年々こういった補助金制度に対して取り組みを活発にさせていただいて、非常にありがたいと思っておりますが、想像の域を超えませんが、経営体支援の補助金とはばたけぐんまの補助金の割合、補助割りが上から下に下がったものだと想像をしておるのですけれども、そういった部分で細かい内容について、どういった部分で経営体育成支援事業の補助金申請をしていた部分が不採択の理由になりまして、はばたけぐんまで同一事業に振りかえたのかという部分、細かい部分を説明していただければありがたいのですが、よろしくお願ひします。

○**小森谷幸雄**委員長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 ただいまのご質問なのですけれども、基本的に経営体育成支援事業、これ国庫補助事業なのですけれども、農業機械だとか、施設の整備に関しては、基本的にはその国庫補助事業に1回エントリーをしないと、はばたけのほうの採択要件に該当しないというのが一つあります。そういった中でその機械系のものにつきましては、いったん農家の方の相談等々を受けまして、国庫補助事業のほうでエントリーをしたわけなのですけれども、今回不採択ということで、基本的に国庫補助事業のほうが、補助率が事業費の30%ということで設定されております。今回機械系のトラクターだとかコンバインだとか、あとは施設系の乾燥機等々があったわけなのですけれども、それが全てはばたけに移行しまして、はばたけのほうは、その区分によって補助率が若干変動があるものですから、今回の事例でいきますと、機械の施設系が2つありまして、これはそのまま30%の補助率で移行したということなのですけれども、機械物につきましては、新規導入か買い替えかということで補助率が変わってくるということで、今回は買い替えということで、当初予定していた30%の補助率ではなく、トラクター等の機械ものにつきましては、15%の補助率に下がったということで、ぱっと見、国庫補助から県単に落ちたことで大幅に下がったというように、目には見えるのですけれども、内容によって、そのまま30%の補助金のもと、その15%に落ちたものということで、種類によって異なるというような内容でございます。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 今回の説明ですと、経営体支援のほうの内容とはばたけぐんまで扱っている内容というのは同様なものであって、仕組みとして、こちらの経営体支援のほうで通れば、こちらで通そうということでもくろんだけれども、それが該当しないものですから、はばたけぐんまのほうに振り分けたということですね。

はばたけぐんま、一番最初に15%ぐらいかなと思っていただけけれども、30%の補助事業もあるということなのですけれども、大体これは何%から何%ぐらい幅があるものなののでしょうか、はばたけぐんまについてちょっとお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 今回の30%のものにつきましては、機械の乾燥機とかで、これは何か計画書の中に記載されているものについては、計画どおりの事業ということで30%確保されるということで聞いております。それともともと農家さんが持っていたトラクター等を、買い替えて性能アップをすとか、そういった形のものについては15%というような内容だということで聞いております。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

延山委員。

○延山宗一委員 15ページのふるさとづくり費なのですけれども、今回の補正が、755万6,000円ということでの補正がされております。その中で、先ほどの説明によりまして、産業施設設置の促進奨励金、見込みと実績ということで1,500万円、ここで追加になっているわけなのですけれども、見込み、もちろん実績とい

うことなのですが、それについてもう少し詳しくお話しいただけますか。

○小森谷幸雄委員長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 ただいまのご質問なのですけれども、こちらにつきましては、先ほど総括説明の中で企画財政課長のほうからあったかと思うのですけれども、固定資産の増加というふうなことで、今回産業用地の中のイトアンドさんと東基さんが、今年度設備投資を行ったということで、固定資産税のほうが増加しているというような形でございます。それと温暖化対策の奨励金につきましては、当初今年度の着工予定につきましては、基本的には、皆さんが温暖化措置を一応実施をしても対応ができるようにということで、予算のほう計上しているわけなのですけれども、宝泉、トミッツ、キューケンについて、その温暖化対策の関係を今回実施しないということが確定したので、減額ということで、それを相殺しまして、今回の補正金額に該当したというふうな形でございます。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 地球温暖化については、先ほどの説明もあって、取り組まないというようなことで減額は、それはわかるわけです。イトアンド、東基さんは、固定資産がその分が出たと、増資をしたということなのですけれども、これについて見込みということでありましたら、2社だけの見込みということなのですか、それとも、他社がまだ見込まれているということも含めてのこの金額が出されたのですか。

○小森谷幸雄委員長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 企業側との情報交換の中でイトアンドと東基については、設備投資を今年度実施するというので、内容が確定しているというふうな形で、この分を追加しているというふうな形でございます。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 この促進奨励事業もあわせて追加になっているのですけれども、これについては、同じ中身についてなののですけれども、これについても詳しくお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 今質問がちょっと理解できなかったのですが、済みません。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 今の商業施設誘致促進奨励事業ということで出ています。この2つの項目、産業施設と地球温暖化ということでの見込みということなののですけれども、この奨励事業ということで、2つのみの理解ということでよろしいのですか、それ以外はないと。

[「はい」と言う人あり]

○延山宗一委員 わかりました。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかに。

荒井委員。

○荒井英世委員 5ページなのですけれども、債務負担行為の補正ですけれども、下のほうに小学校図書システム使用料とあります。先ほどの説明によりますと、これ西小と東小への導入ということらしいのですけれども、北と南については平成32年に統合されるということで、西と東なのでしょうけれども、この図書システム、ちょっと認識不足で申しわけないのですけれども、これ具体的にどういったシステムなのでしょう。それから、これを、システムを入れることによって、子供たちにどんな効果があるのか、ちょっとお聞きします。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 5ページの債務負担行為の関係でございますが、小学校、あと中学校にもシステムを導入いたしますが、これ廃校云々という以前に、西小学校の図書の貸し出しの冊数、あるいは板倉中学校の図書の貸し出しの冊数がちょっと低いものですから、そこを原因究明をさせていただきました。小学校については平均200冊を超えた小学校、東小学校、南小学校、北小学校、200冊を超えているのですが、西小のほうは153冊ということで、年間の1人当たりですが、そういう数字になっております。

そういった中、そのシステムはどういうことかといいますと、今図書カードでやっているのです、旧態依然の図書カード。そうすると、どうしても西小学校なんか人数が多いものですから、休み時間中、あるいは給食のお昼休み、そういうときに、行列はできるのだけれども貸し出しすることができない。そういう事態がわかりまして、なおかつこのシステムというのがそんなに高いものではなくて、年間8万円弱ですので、そういうことでその貸し出し冊数を増やす。

西小は、ただそういうことでしているのではなくて、朝授業前に図書館を開館したりという努力はしているのですが、そういうことも踏まえて、こういう貸し出しをさせて、システムを導入させていただくということです。要はバーコードでピピピというところで、今の図書カードに記入して、何月何日まで借りるよというシステムではなくて、バーコードで貸し出しをすることができるということです。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、西小については、その貸し出し冊数が低いということで、比較的ほかと比較して。それでこのシステムを導入することなのでしょうけれども、そうしますと、残る例えば北と南については、平成32年までは、要するに現時点ではその貸し出し冊数は高いということです。余り、要するに、ほかの学校については別にシステムを入れる必要はないということで理解してよろしいのですね。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 南小、北小につきましては、やはり人数が少ないものですから、そういった中で貸し出しをするのに、そんなに支障は来していないというようなところを踏まえて、そういう形で進めていければなというふうに思っています。ただ小小連携というところで、今図書の教諭のほうで東西南北回っております。そういった中で、北小と南小にしては創意工夫は加えてくれという話はしてあります。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 よろしいでしょうか。

市川委員。

○市川初江委員 済みません、ちょっとお聞きしたいのですけれども、19ページ、4款衛生費の中の説明欄で一番下なのですけれども、これは厚生病院が新しくなってから導入をされた産後ケア事業でございますけれども、9万9,000円の補正が出ています。これとても私大切な事業かなと思っているのです。平成28年度くらいから導入されたのかなと思うのですけれども、平成28年度、29年度、どのぐらいの利用者がいらっしゃるのか、そしてまた成果が、喜びの成果とか何か役場のほうに来ているのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思ひまして。

○小森谷幸雄委員長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 ご質問いただきました産後ケア事業でございますが、こちらにつきましては、平成27年度から館林が先行で取り組みを行いまして、翌平成28年度から5町も同様で厚生病院に委託をして行っている事業でございます。昨年板倉町からは延べで19人の方にご利用いただきました。産後2カ月までのお母様とお子さんにご利用いただくということで、なかなか育児とかそういう面で不安を抱えている方については、助産師、看護師等から専門的な指導を、相談に乗っていただいたりとか、また体を休めていただける時間もとっていただけるということで、大変好評をいただいている部分であります。

この事業につきまして、国の補助金が2分の1入ります。その28年度分の国庫補助分について、既に交付になっておりましたが、最終的に先ほど申し上げましたが延べ19人のご利用いただいた経費分について、9万9,000円が多く国庫補助のほうをいただいた関係で、今年度返還をするという補正の内容でございます。ということで、板倉町については昨年については延べ19人ご利用いただいているということで、大変……

[「今年のはまだ」と言う人あり]

○落合 均健康介護課長 済みません、ちょっと今手持ちがございません。

○小森谷幸雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 ありがとうございます。今本当に核家族になってしまって、おじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃらないものですから、やはり初めての出産ということで、自分の体も大変ですし、また子供もどのように扱ったらいいかという、ちょっと熱が出たりとか、小さいときは多いものですから。この産後ケアは大変私は大事なと思っておりますので、ぜひ皆さんがしっかりとこの事業を活用していただけたらと思っています。

周知のほうは、どのようになさっているのですか。

○小森谷幸雄委員長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 周知につきましては、妊婦健診とか、また出生届をいただいた後に新生児訪問ということで、保健師のほうがお宅のほうを訪問させていただきます、お母さんとお子さん。その中でお話、こういった産後ケアという事業がございますというお話を直接させていただいております。

○小森谷幸雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 それでは、大体もう赤ちゃん産んだ人には、しっかりと伝えられているということでございますね。では、今後ともまた充実をよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長から補足説明がございますので、お聞きください。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 先ほどご質問のありました関係について、再度補足ということで述べさせていただきます。

先ほどの個人町県民税の収入というところで、調定額の関係についてお話のほうをさせていただきました。この調定額につきましては、課税総所得ということで決まりましたということで説明のほうをさせていただきましたが、この中に法人町民税等も含まれているところがございます。法人町民税につきましては、この後も調定のほう変動するという要素がございます、この数字が絶対動かないという数字ではございません。ですので、その変動する数字を含めて、予定しているものの95%を掛けて、さらに収納率98%を掛けていると、それが収入見込み額ということで載せさせていただいております。言葉足らずで、大変誤解を招いたことをおわびして申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

○小森谷幸雄委員長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 今村委員の質問に対しましての、先ほどの町税並びに地方交付税並びに財政調整基金、減債基金等の関連でございますが、先ほどと同じこととなりますけれども、やはり町税並びに地方交付税、財政調整基金、減債基金等は、全て一般財源というようなくくりになります。その中でそれをどの項目に振りかえたかというのは、私どものシステム上では全体を一般財源として考えておりますので、どの町税がどこのところに振り分けたかというのは、なかなか出てこないところでありまして、私どもとしてはやはり特定財源、一般財源ということで振り分けているということでありますので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○小森谷幸雄委員長 今村委員、よろしいでしょうか。

○今村好市委員 では、あれですか、特定財源はもうひもつきですからいいのですけれども、一般財源については、今回の収入額が支出額を上回ったわけです。一般財源として、補正財源として使った残りを調整基金等の減額に充てたという理解でよろしいのですね。

○小森谷幸雄委員長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 結果から見ると、そういった考え方で間違いはないと思います。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 ほかに質疑ございますか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 黒野です。21ページ、1つだけお尋ねしたいと思うのですけれども、簡単なやつで、一番下の学校管理費の一番右の小学校施設の維持管理費ということで130万円ですか、これは学校、どんなような状況の中の予算というか、補正なのか、お聞かせください。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 小学校施設整備維持管理ということで、樹木伐採委託料の130万円の追加の関係についてご説明申し上げます。

この関係につきましては、北小学校のヒマラヤスギの関係でございます。このヒマラヤスギが12本、プールと保育園の間にあるのですが、そのうちの4本がちょっと老木になりまして、要は倒木のおそれがあるということで、業者に見てもらったところ、伐採したほうがいいのではないかとというようなところで、その伐採する費用でございます。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 それは見積もりをした段階で130万円ということですか。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 とりあえず見積もりをとったところ、130万円ということです。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 ちょっと関連、木の関連なので大変申しわけないのですが、例えば木という話が出ているのですけれども、教育委員会の例えば文化財の指定の場所が枯れてしまっ、そこは解除になってしまうのか、例えば前の二本木ですか、あそこは指定というのか、伝統ある江戸時代からのもので、ちゃんと看板をつけて教育委員会と書いてありますけれども、その中に大きな木が、大きくだんだんなくなってしまっ、伐採というのか、何とかしてほしいという話もあるのですけれども、小学校とはちょっと違いますけれども、そういうところは解除になってしまえば、指定が解除になった場合は、そういう伐採の、町から教育委員会に要請して、我々地域から要請して、そういうところは伐採が可能なのか、その辺はちょっと関連というか、ですので質問したのですけれども、その辺は解除になっているのか、なっていないのか、そういう指定であるからそれなりの伐採は可能ですかとか、その辺いかがでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 ただいまの質問ですが、多分、要は、町巨木の指定の関係かなというふうには思うのですが、そういういずれにしても巨木ということであっても、元気なうちと、またそれが老木になって危険ということもあると思いますので、いろいろ地域の方と今後検討しながら、危険ということが、まず先ほどの130万円の関係につきましては、小学校で児童たちの安全性を確保するためにこういう措置をとらせていただいたというところも踏まえて、今後検討していければと思います。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 今の話なのですけれども、これは事故が多いのですけれども、地域から、できれば事故を防げるためには、それなりの伐採もしていただけるのかなというような話があったものですから、この場をかりて、この樹木の関係の伐採があったものですから質問したのですけれども、ひとつぜひ地域の声を聞いていただいて、お願いしたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 確認なのですが、要するに指定していたものが解除されて、例えば県とか、あるいは当事者が切りたいといったときに、町から補助金が多少見てもらえるのかという質問ですか。

○小森谷幸雄委員長 局長、答弁されますか、よろしいですか。

小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 今町長確認されたとおり、今後地域の方と協議検討させていただければと思います。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますでしょうか。ございませんか。

[発言する人なし]

○小森谷幸雄委員長 では、質疑を終結いたします。

議案第38号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決しました。ありがとうございます。

12時を回っておりますので、休憩を入れさせていただきます。再開を1時15分より行います。よろしくお願ひ申し上げます。

休 憩 （午後 0時14分）

再 開 （午後 1時15分）

○小森谷幸雄委員長 それでは、再開をさせていただきます。

なお、午前中、健康介護課長に対して、市川委員のほうから産後ケア事業について質疑があったわけですが、それについて補足説明があるということでございますので、落合健康介護課長、よろしくお願ひします。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 午前中、市川委員からご質問いただきました、平成29年度の産後ケア事業に対します利用状況でございますが、まだ年度途中でございまして、平成29年11月末現在の利用状況でございますが、延べ人数で13名の方にご利用いただいております。実人数では8人の方で、延べ人数で13回という状況でございます。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 次に、議案第39号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 それでは、議案第39号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の細部につきまして、ご説明を申し上げます。

補正の概要につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ821万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出総額を1億4,752万2,000円とするものでございます。お手元の議案書の2ページ、3ページの第1表、4ページ、5ページにつきましては、町長の提案理由説明のとおり数字でございますので、省略をさせていただきます、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項1目後期高齢者医療保険料でございますが、こちら後期高齢者医療広域連合への保険料の負担金確定に伴いまして、まず1節の現年度分特別徴収保険料に697万7,000円、これは保険料を年金から天引きで納めていただく部分の保険料でございますが、697万7,000円を追加させていただきます。人数的には、約1,720人分ということでございます。毎月多少移動がございますが、約1,720人分の保険料の特徴分ということでございます。

次に、2節に普通徴収の保険料と、これは口座振替とか、納付書で納めていただく方の保険料分でございますが、こちらにも同様に287万円の追加ということでございます。普通徴収で納めていただいている方につきましては、約280人という状況でございます。

次に、3款1項2目保険基盤安定繰入金から保険料の軽減額の確定によりまして、293万8,000円の減額ということでございます。

次に、4款4項1目雑入に38万4,000円の追加につきましては、こちら後期高齢者医療連合からの過年度分、平成28年度の納めておりました市町村からの負担金の精算によりまして、町のほうに超過で納めたものが戻された返還金ということで、歳入の追加ということでございます。

7ページにつきましては、前年度の繰越金を92万円の追加ということでございます。

次に、8ページをお願いいたします。歳出のほうに移らせていただきます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。こちらまず保険料の負担金につきまして、先ほどの歳入のとおり、後期高齢者の負担金の部分につきまして、984万7,000円を追加いたします。それと、保険基盤安定負担金から保険料分の軽減額、これの確定によりまして、納付金に対しまして293万8,000円が減額となります。差し引きで納付金は690万9,000円の追加ということで、補正をさせていただくものでございます。

次の3款2項1目他会計繰出金に130万4,000円の追加につきましては、こちらは町一般会計から繰り出しをいただいております事務費等につきまして、平成28年度分を特別会計のほうで、こちらの後期高齢のほうで多くもらい過ぎた分について、精算で一般会計へ返すものでございます。先ほどの午前中の一般会計のほうの歳入の部分で補正はいただいているものでございます。

以上、細部の説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご採択賜りますようお願い申し上げます。

○小森谷幸雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。ありませんか。

「なし」と言う人あり

○小森谷幸雄委員長 では、質疑を終結いたします。

議案第39号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第40号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

落合健康介護課長。

〔落合 均健康介護課長登壇〕

○落合 均健康介護課長 それでは、続きまして、議案第40号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、今回の補正につきましては、社会保障・税番号制度システム、いわゆるマイナンバー制度のシステムにおきまして、平成30年、来年7月に予定されております全国的なシステムの改修に係る部分の補正ということでございます。歳入歳出それぞれに54万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ25億1,748万5,000円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、町長の提案理由の中で数字のほうをご説明申し上げましたので、6ページをお願いいたします。歳入でございますが、9款繰入金、1項一般会計繰入金につきまして、こちら法定分の事務費ということで、システム改修のほうを行わせていただきますので、町一般会計からの法定分の繰り入れということで、歳入といたしまして54万円を追加させていただくものでございます。

次に、7ページの歳出でございますが、同額を総務費の一般管理費の委託料といたしまして、54万円の追加ということでございます。こちら社会保障・税番号制度システムについては、情報連携というもので、添付書類とか協力ができるようなシステムとなっておりますが、一部、その様式等に不足の部分があるということで、国全体でそのレイアウトというものを、標準レイアウトというものがあるのですが、それを改修する必要が出てきたということで、その改修が平成30年の、先ほど申し上げた7月を予定しているということで、それに向けたシステム改修を行うというものでございます。そういうことで、全国的なシステム改修に対しての補正対応ということでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○小森谷幸雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。ございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

議案第40号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について審査を行います。
担当課長からの説明をお願いいたします。

落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 それでは、続きまして、議案第41号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、介護保険制度改正及び先ほどの国保と同様でございますが、社会保障・税番号制度システム整備に伴う介護保険システムの改修に伴う国庫補助、一般会計繰入金、総務費としてシステム改修の委託料、そういった先ほど同様、制度改正等に伴う全国的なシステム改修に対する委託料のほうの補正関係でございます。

歳入歳出それぞれに374万9,000円を追加いたしまして、歳入予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,137万6,000円に増額をさせていただくものでございます。

2ページから6ページにつきましては、町長の提案理由の説明の中で数字のほう申し上げてございますので、6ページをお願いいたします。歳入でございます。3款2項4目1節介護保険システム改修事業費補助金に121万6,000円を追加させていただくものです。こちらのシステム改修に対します国からの補助金部分でございます。

次に、7款1項5目2節事務費等繰入金に253万3,000円を追加するものでございます。こちらシステム改修に対しまして不足する分、国庫補助で不足する分について、町一般会計からの事務費としての繰り入れということでございます。

次に、7ページの歳出をお願いいたします。1款1項1目一般管理費、委託料に対しまして、介護保険事業運営費といたしまして326万3,000円の追加ということでございます。システム改修委託料ということで、こちらにつきましては制度改正ということで、先ほど歳入のほうで申し上げましたが、来年予定されています介護保険制度改正に伴います、それに向けた介護保険システムの改修ということでございます。主な変更関係という部分ですと、所得指標の見直しとか、そういった部分がございまして。また、介護保険認定審査会のシステムの関係の改修等々の費用についても、その中に含まれております。

次の社会保障・税番号制度システム整備事業につきましては、先ほどの国保と同様に、来年の7月からデータレイアウトというものが変更されることに伴います改修部分の委託料ということでございます。

以上、細部等の説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご採択賜りますようお願い申し上げます。

○小森谷幸雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 2番、針ヶ谷です。お願いします。

先ほどの国保もそうなのですが、社会保障と税番号制度システムの整備委託料ということで、説明の中でも同じような内容のというような説明があったのですが、この場合、介護保険料の場合はその上に事業運営費のシステム改修というものもあるので、それぞれ業者委託になるかと思うのです。

けれども、業者が同じなのか、あるいはどの事業とどの事業が同じで、どれが違うかという説明があればお願いします。

○小森谷幸雄委員長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 国保と介護保険全てでございしますが、電算システムを両毛システムズに委託しておりまして、そちらのシステムを使っておりますので、全て両毛システムズのほうに委託をさせていただくようになります。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 こういう事業、今回そんなに高額ではないのですけれども、それぞれ別の委託料ということで、同じような内容なのですけれども別の表記になっています。でも、委託料先が両毛システムズというような同一となったときは、これある程度額5,000万円でしたっけ、超えるとどうのこうのという、多分あれがあると思うのですけれども、そういう大きい仕事ではないので、今回あれなのですけれども、万が一そういう場合というのは、それは一つ一つ事業ごとの委託料ということの考え方になるのか、あるいは業者単位になるのかというのは、その辺は、ここでする質問ではないかもしれませんが。一つ一つのシステムごと、それぞれの事業について1個ずつ契約が結ばれるという感じでよろしいでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 システム自体で、全体的な役場のほうで使用しております基幹系のシステムは、私どものほうではなくて総務課の情報広報係が窓口として、全て住民情報関係、税情報、そういったものも、介護もそうなのですが、そういった部分、国保も載っていますが。そういった部分は全て総務課の情報広報係のほうで窓口として、業者との交渉とか契約関係は進めていただいています。ただ、個々の個別のシステム関係になりますと、金額の小さい部分については、今回の社会保障・税番号制度システムについては、総務課のほうからこの分について補正ということ窓口にされた中で、それぞれ特別会計で負担する部分についてということで、補正をさせていただくというふうに指示が来ているのですが、個別のシステムについては担当課のほうで契約をさせていただくものもございします。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する人なし]

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

議案第41号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。担当課長からの説明をお願いいたします。

山口環境水道課長。

[山口秀雄環境水道課長登壇]

○山口秀雄環境水道課長 それでは、議案第42号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。こちらにつきましては、第1表にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万2,000円を追加して、総額を歳入歳出それぞれ1億8,902万2,000円とするものでございます。

資料をめくっていただきたいと思います。2ページから5ページまでは、町長の提案理由で説明がありましたので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。4款1項他会計繰入金の1目一般会計繰入金、こちらにつきまして506万2,000円の減額でございます。

それから、5款の繰越金、第1項繰越金の第1目繰越金につきまして、前年度繰越金といたしまして、560万4,000円の追加ということでございます。

下水道会計につきましては、歳入が使用料と、それからこの一般会計の繰入金というものが主なものということになっておりますので、繰越金が確定いたしまして、一般会計の繰入金で最終的に調整をするということでございます。ですから、本来であれば、560万4,000円がこちら減額と追加ということでゼロ、プラス・マイナス・ゼロという形になるのでございますが、次の7ページでございます、歳出でございます。下水道費の公共下水道費の4目の水質浄化センター費の中の需用費のうち光熱水費につきまして、54万2,000円の追加ということでございます。こちらにつきましては、浄化センターの操業に伴いまして、主に一番大きなものは電気料ということですが、電気料とガス代と水道代、こちらが主なものでありますけれども、この予算を設定しておりますが、上半期の実績に伴いまして、電気料につきまして、去年同期に対しまして約1割高くなっているという状況がございまして、これから下期の歳出を想定して、今回54万2,000円の追加、そういう形でご提示させていただくものでございます。

以上でございます。

○小森谷幸雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

〔なし〕という人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

議案第42号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○閉会の宣告

○小森谷幸雄委員長 以上で本委員会に付託されました全ての案件の審査を終了することができました。委員各位の慎重なるご審査、また執行部の皆様によるご説明、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉 会 (午後 1時38分)